

カントの歴史哲学

— 『世界市民的見地からみた普遍史の理念』にみる自然の意図—

河村克俊

1. はじめに

ヨーロッパの近代を特徴づける思想運動である「啓蒙」について、その歴史的意味を最も積極的に評価した哲学者の一人がエルンスト・カッシーラーだった。『啓蒙主義の哲学』（1932）でカッシーラーは、十八世紀の啓蒙思想が人間のうちに「思考の根源的自発性」¹⁾を認め、その主体である人間理性への信頼を明確に表明したことを高く評価していた。この「思考の根源的自発性」という言葉には、どの時代にも経過した歴史をはじめとする諸々の外的制約が常に前提されてはいるものの、そういった制約は必ずしもすべてを決定するものではなく、私たちはまったく新たに歴史の第一歩を自ら踏み出すことが可能なのだ、というカッシーラーの思いが込められている。私たちは現実に存在する事象をただ分析し解釈するだけではなく、自分たちがどうしても必要だと考える事象世界の「秩序」を「自ら開始し、そして現実化すべきである」²⁾とカッシーラーは述べている。世界の秩序は、私たちの自由な意志によって構築されるべきものであるというのが、カッシーラーの確信に他ならない。また彼の「十八世紀は理性の統一性と不変性への信念に満たされていた。理性はあらゆる思考する主体、あらゆる国民、あらゆる時代、そしてあらゆる文化にとって同一の理性である」³⁾という解釈にも、人間理性への信頼と期待を読み取ることができる。カッシーラーは、啓蒙ないし啓蒙主義を過去の遺物として等閑視するのではなく、また啓蒙そのもののうちに破壊的な敵対性や野蛮の萌芽をみるのでもなく⁴⁾、これについて

1) Ernst Cassirer, *Die Philosophie der deutschen Aufklärung*, Tübingen 1932, Text und Anmerkungen bearbeitet von Claus Rosenkranz. Mit einer Einleitung von Gerald Hartung und einer Bibliographie der Rezensionen von Arno Schubbach, Hamburg 2007, S. XII.

2) Cassirer, *ibid.*

3) Cassirer, *ibid.*, S. 4.

4) 二十世紀の三十年代にユダヤ人としてナチス・ドイツの台頭を直に体験したマックス・ホルクハイマーとテオドル・W・アドルノは、人類を無秩序な野蛮状態から解放し、理性的秩序のうちにもたらすはずの啓蒙思想そのものが、自らのうちにすでに野蛮への退行の萌芽を含んでいるのだと主張する。「この啓蒙的思考という概念は、具体的な歴史的諸形態や、それらが組み込まれている社会の諸制度としてだけでなく、まさにその概念自身のうちに、今日いたるところで生起している、かのような退行への萌芽をすでに含んでいる」(Max Horkheimer, Theodor Wiesengrund Adorno, *Dialektik der Aufklärung. Philosophische Fragmente*, New York 1944, Neudruck: Frankfurt a.M. 2002, S. 3)。また次のようにも述べられている。「これまで、進歩の思想という最も広い意味での啓蒙が追い求めてきた目標は、人間から恐怖を取り除き、人間を支配者の地位につけるといったことだった。けれどもすっかり啓蒙されたこの世界は、大勝利した災厄に満ちている」(*ibid.*, S. 9)。な

真摯に考察することでその積極的な側面を改めて洞察したわけである。

カッシーラーはまた、十八世紀ドイツ啓蒙思想の主要な担い手の一人であるカントの著作集を編集し、その作業を通じて習得した知見をもとに『カントの生涯』（1923）を記している。著作集の編集にあたってカントの諸作品を学習し、また彼の履歴について詳しく学んだことが、カッシーラーの啓蒙思想理解の一端を担っていることと思われる。そのカッシーラーは、カント哲学の特徴として目的論的思考をあげ、カント哲学のうちに複数の目的論が認められるとしたうえで、「カントの歴史哲学は、彼の目的論の一般的体系のうちにあつて、一つの構成要素をなすにすぎない」⁵⁾と述べている。確かに、人類史を主題化する歴史哲学だけでなく、カント哲学のそれ以外の分野においても目的論的思考を読み取ることができるだろう。カントの代表的な目的論として、「徳」と「幸福」の一致を「最高善」という理念のもとにみる批判哲学の目的論的世界観が想起される。これについては先ず『純粹理性批判』（1781）で次のように述べられていた。「[...] 知性的存在者の理念において、道徳的に最も完全な意志は最高の至福と結びつくことで、世界内におけるあらゆる幸福の原因であるのだが、この幸福が（幸福に値することとしての）道徳性と正確な対応関係にあるならば、私はこの理念を最高善の理想と名づける」（KrV B 838/ A 810）。ここでは、道徳的に最も完全な意志、すなわち道徳法則に自ずとしたがう意志が「至福 Seligkeit」と結びつき、それが幸福の原因となること、したがって幸福が道徳性と矛盾するのではなく一致する関係にあることのうちに、最高善が認められている。道徳的であることが幸福であることと調和することのうちに、私たちに最後の目的がおかれているわけだ。その後『実践理性批判』（1788）では、「私たちの能力を最大限に用いて最高善を実現するということは、義務である」（KpV A 259/AA 144 Anm.）とされ、それが私たち人間にとっての最終的な到達目標として示されていた。道徳的であることと幸福であることが一致する地点へと至ることが、私たちに課された義務だとみなすわけである。また、『判断力批判』（1790）では、「自然の合目的性」という概念を通して、理論理性と実践理性の反省を総合し一つに纏めようとする脈絡で、改めて目的論的世界観が提示されている。「判断力批判は、自然の諸概念と自由の概念を仲介する概念を、すなわち純粹理論〔理性〕から純粹実践〔理性〕への移行を、前者にしたがう合法則性から後者にしたがう究極目的への移行を可能にする概念を、自然の合目的性という概念のうちに与える。というのも、両者を仲介するこの自然の合目的性概念によって、自然のうちでのみ、また自然の法則との一致によってのみ現実化する究極目的の可能性が、認識されるからである」（KU B LV/AA 195f.）。ここでは、自然の合目的性というア・プリオリな概念を

お、カッシーラーもまたユダヤ人であったがゆえに亡命を余儀なくされている。『啓蒙主義の哲学』の刊行はヒトラー率いるナチス党が政権を握る前年だった。もしこの書の刊行が遅れていたら、その内容が変わっていたかもしれない。

5) Ernst Cassirer, *Kants Leben und Lehre*, Berlin 1923, S. 237-243, Neudruck in : *Immanuel Kant, Was ist Aufklärung? Ausgewählte kleine Schriften*, hrsg. von Horst D. Brandt, Hamburg 1999, S. IX-XV, insbes. S. XIII.

通じて、理論理性の対象領域と実践理性の対象領域を総合し統一することが試みられている。理論理性の反省のうちに生成する決定論的で機械論の世界像は、実践理性の反省のうちに提示される意志の働きの生み出す非決定論的世界像と、当初は感性界と叡知界⁶⁾、また「自然の国と目的の国」(GMS BA 85/AA 439)⁷⁾ という図式のうちにあって互いに排他的な外見を呈するが、それは最後まで相互外在的な世界であり続けるのではなく、「自然の合目的性」という概念のうちに統一することが試みられるわけである。

これとは別に、人間の本来的な「義務」を主題化する「道徳形而上学」の脈絡で、カントは自己自身に対する義務と他者に対する義務とを峻別し、それぞれのうちに完全義務と不完全義務を分けたくえで、それらのうちから「同時に義務である目的」(MST A7/AA 382)を抽出する。この、「同時に義務である目的」という理念の脈絡に、もう一つの目的論が認められる。この目的論は主に『道徳形而上学の基礎づけ』(1785)と、「法論」と「徳論」からなる『道徳形而上学』(1797)のうちに展開される。ここに示される「義務」は、理性が産み出し、理性が理性的存在者に命じる義務であり、理性的存在者である人間が共通に担うものに他ならない。この義務は1785年の著書で無条件的な命令を意味する「定言的命法」と名付けられ、その後一貫して道徳性の最高原理とみなされることになった。そして1797年の著書で改めて次のように表現される。「同時に普遍的法則として妥当しうる格率にしたがって行為しなさい」(MSR AB 25/AA 225)。これは、個人的な行為規則である格率を、誰もがそれを自らの行為規則とすることで諸個人の間で争いが起こらず、互いが相手を相互に尊重しあうこととなるような行為規則に一致させることを命じるものに他ならない。そして最終的に「同時に義務である目的」として提示されるのが「自己の完全性」(MST A 13/AA 385)と「他者の幸福」(ibid.)であり、この二つを追求することが私たちに課されたテーマとなる。「義務」や「完全」ないし「完全性」⁸⁾は、

6) 「叡知界」は『死霊者の夢』(1766)で魂など非物質的なものから成る世界として「非物質的世界 immateriale Welt (叡知的世界 mundus intelligibilis)」(Träume A 30f.)と名づけられていた。これと対を成すのが、私たちの身体を含む延長するものから成る物質的世界である。またこのペア概念は1770年の就職論文のタイトル『感性界と叡知界の形式と原理 *De mundi sensibilis atque intelligibilis forma et principiis*』のうちにも見られる。感性界とは、感性によって認識されるものの総体としての世界であり、叡知界とは「悟性能力によって認識されるものしか含まないもの」(De mundi § 3, A 7)から成る世界である。その後『純粹理性批判』では、この二つの世界が現象界と道徳的世界とみなされていた。「叡知的世界 intelligibile [Welt] は道徳的世界 moralische Welt である」(KrV B 843/A 815)。

7) 両者について『基礎づけ』では次のように説明されている。「目的論は自然を諸目的の国として考察し、道徳[論]は可能的な諸目的の国の一つの自然の国として考察する。目的論では、諸目的の国はそこに現にあるところのものを説明するための一つの理論的な理念である。道徳[論]では、諸目的の国は存在してはいないがしかし私たちの行いによって現実化しうるものを成就するための、しかもまさにこの理念に即して成就するための、一つの実践的な理念である」(GMS BA 81/AA 437)。目的論はここで、主に有機体の観察に基づいて、それ自身原因でありかつ結果でもある有機体の総体である自然のうちに目的を認める、つまり自然のうちに「諸目的の国」を読み込む考え方である。これに対して道徳論は、未だ存在していない可能的な国として、人間の努力によって到達すべき共同体として「諸目的の国」を考えている。なおテクストによれば「国」とは、「多様な理性的存在が共通の諸法則によって体系的に結合」(GMS BA 74/AA 433)するところである。

8) クリスティアン・ヴォルフは「自然の法則 *Gesetz der Natur*」という名称のもとに自らの倫理的命題を「完全 vollkommen」という言葉を用いて次のように表現している。「きみときみの状態を、より完全にすることをし、きみときみの状態をより不完全にすることを控えよ」(Christian Wolff, *Vernünfftige Gedancken von der Menschen Thun und Lassen zur Beförderung ihrer Glückseligkeit [Deutsche Ethik]* Frankfurt u.

十七、十八世紀の自然法⁹⁾や倫理学の脈絡で繰り返し主題化された概念であり、カントはこれらの概念を受容しつつ自らの道徳形而上学のうちに改めて位置づけることで、同時に義務である目的を定めるという独自の目的論を形成することになったと考えられる。

これらカント哲学の中心的なコンテクスト以外に、どちらかというとその思索のうちにあって傍系にあたる「歴史」を反省する脈絡にもまた、目的論を読み取ることができる。『純粹理性批判』(1781)出版の後、既に触れた道徳哲学に関する批判期最初の著書『道徳形而上学の基礎づけ』(1785)執筆までの時期に『ベルリン月報』に掲載された論文『世界市民的見地からみた普遍史の理念』(1784)で、カントは人類全体の歴史を人類による人類自身のための啓蒙の歴史として洞察している。そこでは人類の歴史全体が一つの啓蒙のプロセスとみなされている。批判哲学の観点からすれば、「歴史」への省察は実践哲学のうちにあって経験的領域への研究を成すものであり、その位置づけはあくまでも経験的領域についての反省の一部にとどまるといえる。したがってその学的対象としての意味もまた、経験に先立ち経験そのものの可能性の制約となる要素を主題化する形而上学のテーマとは異なり、体系全体のうちにあってより周辺的な位置づけをもつにとどまるはずである。しかし、カントがそこで人類の歴史を真摯に考察し、未だ実現していない理想的な社会像を提示していることは間違いない。人類共同体にとってその実現が最も困難な課題とされる「完全に公正な市民的組織」(Idee A 395/AA 24)、すなわちそこではどの構成員もが同等に自らのもつ潜在的な能力の開発や発展に従事することのできるような社会の実現を、カントは私たちの歴史的、政治的営みの最終目的とみなしている。このような反省の脈絡に私たちはカントの歴史観を読み取ることができ、カントが私たちの日常的な営みのうちに生じる様々な社会的問題についてもまた真摯に考察していたことが理解できる。

以上にみた目的論は、それぞれ異なる脈絡で主題化されており、別々のコンテクストの

Leipzig 41733 (41720), in: WW I. 4, § 19, S. 16)。自然法学者アッヘンヴァールとピュッターは次のように述べている。「あらゆる自由な行為の第一の自然法は、きみを完全にせよ、である (Lex prima naturalis omnium actionum liberarum est: perforce te)」(Gottfried Achenwall, Johann Stephan Pütter, *Elementa Iuris Naturae/Anfangsgründe des Naturrechts*, Göttingen 1750, hrsg. u. übers. von Jan Schröder, Frankfurt u. Leipzig 1995, § 110, S. 46)。『「他者を考慮しつつきみの完全性を増大せよ」は、道徳法則であり続ける。私の完全性は、もし他者が私の完全になることを支援するならば、他者への配慮によって増大する。そこから法則が導き出される。『他者がきみを完全にしよう配慮せよ』』(Achenwall u.a. *ibid.*, § 191, S. 64)。また次のようにも述べられている。「道徳法則に適合する行為は、義務と名付けられる」(Achenwall u.a. *ibid.*, § 197, S. 64)。

9) ホッブズは次のように述べている。「自然法 (lex naturalis) とは、理性によって見いだされた指針ないし一般的な規則であり、それによって人は自らの生命を破壊することや、生命を維持する手段を除去するようなことを、行うのを禁じられ、また、生命を最もよく維持しようと自分が考えることを回避するのを禁じられる。というのもこのテーマについて語る人は権利と法 (jus and lex, right and law) を混同することに慣れているが、しかし両者は区別されねばならないからである。なぜなら権利は、行うことや控えることの自由にあるのだが、これに対して法は、そのどちらかに決定し、拘束する。したがって法と権利には、義務と自由のような違いがあり、同一の事柄について両者が一致することはない」(Thomas Hobbes, *Leviathan*, London 1651, Part1, Chapt. 14, 3. Oxford University Press 1996, p. 86)。アッヘンヴァールとピュッターは次のように述べている。「自然法の目的はしたがって次の点にある、すなわち誰もがよく維持され、他者による侵害によって傷つくことなく存続することである。自然法は、維持ということを超えて何かを求めることはない。この維持はしかし幸福ということからはかけ離れており、幸福は法・権利一般ということからはまったく無視される」(Achenwall u.a. *ibid.*, § 229, S. 78, 79)。

うちに展開されている。しかし、それらはまた同時に、批判哲学のうちにあってその中核をなす「自然の合目的性」という、大きな目的論のもつ諸側面とみなすことができるかも知れない。「徳」と「幸福」の一致という「最高善」(KpV A 259/AA 144 Anm.)の追求と、「完全に公正な市民的組織」を確立することとは、「自然の合目的性」というイデーのうちに収斂すると考えるわけである。つまり複数の目的論は批判哲学の様々なコンテクストのうちにあって、互いを補完するものとしてカントの思考のうちに生成したとみなすわけだ。

『カントの生涯』でカッシーラーはまた次のようにも述べていた。「人類の精神的-歴史的發展は、自由の理念の進展、暫時先鋭化される自由の理念の理解、そして自由の理念の更なる深化と重なる。ここに啓蒙主義哲学の最高の目的がある」¹⁰⁾。ここには人間の営みが歴史的に発展するという信念のもとに、人類史が人間のもつ自由という理念の進展と深化と重なるものとして解釈されている。人間の意志的活動は、自由という理念を前提とするものであり、啓蒙の進展においてこの理念が現実のうちに展開され、社会をより完全なものへと導くというのが、ここに示された歴史理解である。この理解は、カントの歴史哲学、特に『世界市民的見地からみた普遍史の理念』(1784)で提示された諸々のテーゼと重なるものに他ならない。以下では、この『普遍史の理念』をテキストとしてカントの歴史哲学について考察したい。

II. 『普遍史の理念』にみる自然の意図

人類を一個の全体としてみると、外見上錯綜したその個々バラバラな営みのうちに、何らかの目的を見出すことができるのだろうか。また、もし目的があるとすると、それはどのようなものなのか — これが『普遍史の理念』の答えようとする問いである。人類自身が、つまり最初の人々が何らかの目的意識をもって歴史を始めたわけではないので、もし意図というものがあつたとすると、それは人間ではないもののうちにあつたと考えねばならない。私(たち)はみずからの意志で生まれてきたわけでは決してない。生まれたこと、存在していることに対して私(たち)は、その根本的なところで受動的である。この点については「人類」についても同様である。したがってまた私(たち)は自らが意図することでいま現在ここに存在しているわけではない。もし意図というものがあつたとすると、それは私(たち)以外のところにあるとしか考えることができない。そして、この意図の主体をカントは「自然」であると仮定する。したがってここでは先の問いが、自然の意図とは何か、自然が人類に求めるものは何なのか、という問いへと変貌する。この問いに対してカントは、九つの命題をあげ、回答を試みている。以下、その命題を個々にみて

10) Ernst Cassirer, *Kants Leben und Lehre*, in: Horst D. Brandt hrsg., *Immanuel Kant, Was ist Aufklärung? Ausgewählte kleine Schriften*, F. Meiner, Hamburg 1999, Einleitung, S. XIV.

いくことにしたい。

第一命題は、人間を含むあらゆる被造物に内在する素質への言及からはじまる。「被造物のあらゆる自然的素質は、いつか完成され、目的にかなった仕方で展開するよう、規定されている」(Idee A 388/AA 18)。ここで自然的素質ということで第一に考えられているのは動物や人間のもつ個々の身体「器官 Organ」(ibid.)である。カントによれば観察と解剖によって私たちはそのことを確認することができる。すべての器官はそれぞれ何らかの固有の目的をもって存在しているのであり、そのことを説明するのが「目的論的自然学 teleologische Naturlehre」(ibid.)である。目はものを見るためにあり、耳は音を聞くために、脳は何かを考えるためにある。人間の身体や心を含む自然世界のあらゆる構成要素はそれぞれが何らかの意味と役割を担って存在している、という考え方がここでは目的論的自然学のもとに提示されている。もしこの規定がなければ、すべての器官は偶然の産物となり、それらにより構成されている主体もまた、偶然的存在とみなされることになる。そして自然世界の全体は偶然的存在の集合体であり、その存在することもまた単なる偶然の産み出したものということになるだろう。また、世界の存在することは単なる偶然であり、そのこと自体には意味はない、という考え方に近づくことになる。つまり世界の存在について、それが誕生し生成するにあたって最初のところで何らかの意図があったと考えるのでなければ、ニヒリズムの考え方に陥ることになりうる。そのような考え方の対極に位置するのが、ここに提示された目的論的な自然観である。

第二命題は次のようなテーゼである。「(地球上で唯一の理性的被造物である)人間のもとでは、理性の使用という諸々の自然的素質は、個人においてではなく、類のうちにおいてだけ、周到に発展するはずである。被造物における理性とは、自らのもつあらゆる力の使用についての規則と意図を、自然的本能をはるかに超え出て拡張するという能力であり、理性はまたこの拡張という試みにいかなる限界も見出さない」(Idee A 388f./AA 18)。理性の理性自身によるその能力の限界確定を孤かな認識主観の自己省察のうちに辿った『純粹理性批判』の読者にとっては、少し奇異に思われるテーゼであるかも知れない。ここでは自然的素質が身体ではなく思惟するもののもつ固有のものともみなされている。感性的欲求や自然的本能といった身体の抵抗にあらがいつつ、思惟するものとしての理性には自ら自己の領域を拡張することが求められるわけだ。明確に求められているものが何であるのかはここではまだ定かでないが、それが心身の快適な状態といったことでないことは明らかである。またそれを追い求めるためには「私」の力だけではどうにもならないとされる。すなわち、「啓蒙の萌芽を、ある人が別の人へと啓蒙を継承することで自然の意図に完全に合致する段階に達するまで発展させるには、おそらく自然は人間を見通せないほど継続的に生産しなければならない」(Idee A 389/AA 19)。またこの目的に近づくためには「啓蒙」の断絶があってはならず、それが継承されねばならない。学校やそのほかの教育機関で学習するための機会すらもつことができず、自らの素質を伸ばすことのできない

人々がどの時代にもいたに違いない。また現在もあらゆる社会にそのような人々が存在する。重要な課題の一つは、真正な学習や教育の機会を可能な限り多くの人々に提供することである。

第三命題は次のような内容をもつ。「人間が、自らの動物的な現存在の機械的機構を超えるすべてに関して自分自身で作り出し、本能から独立に、自身の理性が調達した幸福や完全性以外のいなかものにも関与しない、ということ自然是望んだ」(Idee A 390f./AA 19)。ここで自然が望んでいるのは、人間が感性的存在者としての自らの自然的本能から可能な限り独立し、心身の快適であることや感性的欲求の満足だけを求めるのではなく、理性のみがもたらすことのできるものを求めることである。換言すれば、単に自己愛を満たす幸福ではなく他者の自由や目的意識と調和するものとしての幸福を求め、また自然的(身体的)存在者としての完全性だけではなく理性的存在者としての完全性 — これはほぼ同じ時期に執筆された『道徳形而上学の基礎づけ』(1785)で、人間性のうちにある「より大きな完全性を求める素質」(GMS BA 69/AA 430)といわれる際の完全性に重なる — を求めることである。

同じ命題への説明箇所ではカントの人間観の一端が次のように披露されている。「自然は人間に、理性とこれに基づく意志の自由とを与えた。[...]人間は本能によって支配されてはならず[...]すべてを自己自身から生み出さねばならない。[...]生活を快適にするあらゆるよきもの、それどころか人間の洞察と怜愍ですら、また彼の意志の善さも、彼自身の生み出したものである」(Idee A 390/AA 19)。意志の善性が理性に基づくという、同時期に著された倫理学書『道徳形而上学の基礎づけ』の立場がここに確認できる。意志を善き意志、「善意志」(GMS BA 1/AA 393)へと育てることを、カントは理性の担う課題だとみなす¹¹⁾。意志の善さは生得的に与えられるものではなく、与えられた素質を自ら育てることではじめて生成するものだと考えるわけである。

Ⅲ. 人間本性のもつ錯綜—非社会的社交性

人間本性のもつ多層性が最も生き生きと描かれているのが第四命題である。ここには私たちがふだん日常のうちで忘れていたけれども、それを指摘されることで自己のうちにそれがあることを再認し、深く頷かざるをえないことになる指摘がいくつもみられる。「人間のあらゆる素質の発展を実現するために自然が用いる手段は、それが最後には社会の合法的秩序にとっての原因となる限り、社会における人間相互の対立関係(Antagonism)である。私の考える対立関係とは、人間のもつ非社会的社交性である、すなわち社会へと

11) この点については次のように述べられている。「理性の真の使命は、何か別の意図のうちにあって手段として善い意志ではなく、それ自身善である意志を生み出すことであるはずであり、まさにそのために理性が必要とされたのだった」(GMS BA 7/AA 396)。「理性は自らの最高の実践的使命が、善なる意志の基礎づけであると認識している」(ibid.)。

向かう人間の性癖である。この性癖は、絶えず社会を分裂させようと脅迫する持続的な抵抗と結びついている。[…] この抵抗は、人間のあらゆる力を呼び覚まし、人間がもつ怠惰への性癖を克服させ、名誉欲、支配欲ないしは所有欲に突き動かされて、自らの同僚仲間のうちにある種の地位を得るよう、促すのである」(Idee A 392f./AA 20f.)。仮に森の奥深くでまったく一人で生きるとするならば、私たちは社会生活をおくるがゆえに被ることになる多くの苦痛から解放され、その限り現在よりも安らかな日々をおくることができるはずである。社会状態以前のあり方としての自然状態を仮定し、そこに憎しみや敵意や偽りの善意などのない理想郷を思い描くことには、確かに十分な理由がある。しかし、実際には例外なく誰もが生まれたその瞬間から、特に最初のうちは全面的に、他者に頼りつつ生きねばならず、他者との関わりのないところで自身の思うままに生きることは、決して実現することのないユートピアである。生きるということは人間関係のうちにあることを意味し、自分と他者との比較、競争、敵対的關係を含んだ日常のうちで生活することを意味している。それを甘んじて受け容れつつ日々生活することだけが私たちに可能な現実である。自己の思いを抑圧する必要がなく、他者を意識する必要もないような「自然」へ帰ること、理想郷へと帰還することは、私たちには決して許されていない。

また「怠惰への性癖」を克服することは、同時期に書かれた倫理学書によれば、自己自身に対する「不完全義務」を果たす為の前提である¹²⁾。この義務の履行のためには、他者との対立ないし競争が求められる。いや、少なくとも「他者」を意識することが必要であるだろう。「名誉欲」は下流志向の強い社会にあっては必ずしも一般的ではないかも知れない。しかし、積極的に名誉を得ることではなく、不名誉を回避することを含めるならば、現代社会でも「幸福」の一つの尺度としての役割を維持すると思われる¹³⁾。他者から侮蔑されることを我慢できる人は少なく、実際には誰もが苦痛を感じるに違いない。カントはまた社会のうちに生きざるをえない私たちの現実を、「この同僚仲間について、彼は我慢できないのではあるが、しかし彼らから離れ去ることもできない」(Idee A 392f./AA 21) とシニカルに描写する。社会内での分業化が進み、職業に基づくヒエラルキーが形成され、少しでも上にあるポジションを求めて人々が絶えず競争することを強いられる社会では、利益を得るための社交や外見上の善意などが自ずと生じてくるのであって、人々の心のあり方が腐敗するという社会観と共通する観点がここに描かれている。これはカント

12) 『基礎づけ』(1785)で義務の普遍的な定言的命法を説明する脈絡でカントは、自らに与えられた能力を開発することを「自己自身に対する不完全義務」とみなしている。以下を参照。GMS BA 52f./AA421, BA 55/AA 423.

13) 例えば劇作家としてのシラーの描く人間観ないし人間像がここで想起される。三十年戦争を題材にした『ヴェレンシュタイン』の登場人物ブットラー将軍は次のように述べていた。「中将、私にも名誉欲があります。侮蔑されることには決して我慢できませんでした。軍隊において生まれと肩書が功績より以上に重んじられることが、私にとって苦痛でした」(Friedrich Schiller, *Wallenstein. Ein dramatisches Gedicht*, in: *Friedrich Schiller. Werke in drei Bänden*, hrsg. von Herbert G. Göpfert, Darmstadt 1984, Bd. III, S. 157.

が影響を受けたとされる『エミール』の著者¹⁴⁾が繰り返し強調した社会観でもある。競争を強いるという社会のあり方が、元来素朴だった人々の心を腐敗させるという考え方である。十八世紀の思想家が描くこのような状況は間違いなく私たちの社会にとっても現在している。

ただ、カントによれば、競争のうちに現れるこのような負の契機が互いを破壊しない限りにおいては、積極的な動力因となって、長期的にみるならば社会の啓蒙が進展することになる。他者の存在することで生じる競争意識や敵対的意識は、自分が怠惰に陥らないために不可欠な要素だというのが、ここでのカントの基本的な人間観である。

IV. 人類の担う最大の課題

第五命題では、自然の意図する人類史の最終的な到達目標が示される。「自然が人類に解決を迫る最も大きな問題は、普遍的に法を管理する市民社会を実現することである。最大の自由がある社会、すなわちその構成員の間に全般的に敵対関係がありはするのだが、しかしこの自由の限界が最も厳密に規定され保障されており、そのことで各個人の自由が他者の自由とともに成立しうるような社会 — そのような社会においてのみ、自然の最高の意図、つまり人々のもつあらゆる素質の展開、ということが人類のうちで達成されるのである」(Idee A 394f./AA 22)。構成員相互の間に敵対的関係がありはするものの、法によって互いのもつ自由がその限界を厳密に規定されることで、個々の構成員の自由が相互に保証され、自らの求める生き方やあり方を追求することが誰にとっても可能となる社会が、理想的な人間共同体として、「普遍的に法を管理する市民社会 eine allgemein das Recht verwaltende bürgerliche Gesellschaft」という名称のもとに提示されている。適正な法が有効に機能することで、どのような両親のもとに生まれるかに関わらず、どのような性でありどのような性への傾向をもつのかに関わらず、誰もが自らのもつ固有の能力を伸ばすことができ、自己の課題を遂行することのできるような社会、政治や経済状態によって妨げられることのない社会が、ここでは求められているわけだ。このような社会には、

14) 以下を参照。「一つ所に集まれば集まるほど、いよいよ人間は墮落する。弱い体も悪い心も、あまりにも多くの人が一つ所に集まることによって生じる避けがたい結果だ。人間はあらゆる動物の中で、群れをなして生活するのにいちばんふさわしくない動物だ。[...] 都市は人類の墮落の淵だ。数世代ののちにはそこに住む種族は滅びさるか、頽廢する」(Jean-Jacques Rousseau, *Emile or On Education*, Introduction, Translation and Notes by Allan Bloom, Penguin Books, London, New York 1991, p. 59; ルソー『エミール』今野一雄訳 岩波文庫(上) 1987年66頁)。「偏見、権威、必然、実例、私たちを押さえつけているいっさいの社会制度がその人の自然をしめ殺し、そのかわりに、何ももたらさないことになるだろう」(ibid. p. 37; 同書23頁)。また以下も参照。「不平等は、自然状態のうちにはほとんど存在していないのであるから、私たちの能力の発達と人間精神の進展とから、その力を得たのであり、また大きくなったのである。そして最後に、所有権と法の制定によって、確固としたものとなり正当なものとなった」(J. -J. Rousseau, *A Discourse on Inequality*, translated with an Introduction and Notes by Maurice Cranston, Penguin Books, London, New York 1984, p. 136)。ルソーのカントへの影響については以下を参照。カントは「ルソーの『エミール』に影響を受けた [...]。ルソーは、カントが形成しはじめた性格に影響を与えた。ルソーがカントを「正し」た」(マンフレッド・キューン『カント伝』菅沢龍文、中澤武、山根雄一郎訳 春風社2017年、268頁)。

構成員相互の間に信頼関係の成り立っていることが前提として求められるだろう。そして、このような信頼ということそのものが、私たちにとってはこれを実現することがかなり困難な課題である。この課題は、それぞれの「私」が他者を自らと同じ理性的な存在であると信じることができるかどうかという問いでもある。カントの思考に即して考えるならば、他者を信じる前提として、自分自身を信じることが求められる。自分自身のもつ理性、善性、誠実さ、こういったことを自分がどれだけ信じられるのか、確信をもって自覚できるのか、このことを徹底的に吟味することが先ず求められることになる。自己自身のうちなる理性を信じられず、自己の善性、誠実さを信じることができなければ、他者のうちにそれらのあることを信じることは決してできないに違いない。自己の理性の働きに確信をもつことができはじめて、競争相手でもある他者の理性を信じるのが可能となるだろう。

第六命題では先の命題にまつわる課題の重要性が再び強調される。「この問題は、最も困難であると同時に、また人類によっていちばん最後に解決される問題でもある」(Idee A 396/AA 23)。ここには新たなテーゼにあたるものはみられない。「この問題」とは、第五命題で提示された「普遍的に法を管理する市民社会」を、公正な市民的組織を産み出すことである。そして、この問題が人類にとって最終的な課題であることが、またその困難であることが、別の事例から説明されている。ここで新たに用いられた事例によれば、どのような人が支配者となるにせよ、その人が人間である限り、自らに与えられた権限を濫用し、私利をむさぼることになり、求められた公正な市民的組織は築くことができない。現実世界の歴史を振り返る限り、人間本性についてのこのような解釈は至当である。したがってここでの課題は、人間は人間本性を乗り越えることができるのか否か、ということになる。人間本性すなわち人間に生来備わっている性癖、例えば敵対的な他者を破壊し尽そうとする性癖や、社会的弱者を攻撃しようとする性癖を、乗り越えることができるのかどうか、また為政者として高い地位に就いたとしても、私利を求めず公正な報酬だけで満足することができるのかどうか、これが私たちに与えられた真正の課題である。したがってここでの課題は、人間の本性に関わる実践の原理的な問題でもあることになる。歴史哲学の根底に倫理学の課題が認められるわけである。

V. 完全な市民的組織¹⁵⁾ と国家連合

第七命題では、公正な市民体制を形成するうえで必要となる具体的な前提について論じられる。「完全な市民的組織 *vollkommene bürgerliche Verfassung* を設立するという問題

15) 「完全な市民的組織 *eine vollkommene bürgerliche Verfassung*」は『人類史の憶測的起源』(1786)でも言及され、「文化の究極的な目的」とみなされている。以下を参照。Kant, *Mutmasslicher Anfang der Menschengeschichte*, in: *Berlinische Monatsschrift*, Januar 1786, A 16 Anm./AA117 Anm. また同論文には「人類の使命 [...], それは完全性へ向けて前進すること以外の何ものでもない」(ibid., A 13/AA 115) という記述もある。

は、合法的な外的諸国家間の関係という問題に依存するので、後者の問題が解決しなければ解決されえない」(Idee A 398/AA 24)。法の支配する完全に公正な市民的組織が成立し、それが持続可能であることの前提に、その組織が外的な勢力から攻撃されたり圧力をかけられたりすることのないことが必要である。たとえ一時的にそのような組織が生まれたとしても、それが何らかの国際的な拘束力をもつ法によって保護されるのでなければ、長く続くことはできないだろう¹⁶⁾。この脈絡でカントは、国家間の争いを調停し、諸国家間の合法的関係を創設する超国家的な機関、「大規模な国家連合 Foedus Amphictyonum」(Idee A 399/AA 24) の必要であることを説く。これは古代ギリシャの都市国家が相互に締結した隣邦同盟をモデルにする国家間の連合であり、その後、第一次世界大戦後に設立された「国際連盟」や、第二次大戦後につくられ現在に至っている「国際連合」に通じる、複数の国家からなる共同体である。このような国家の連合体である本来の「国際連合」はしかし、もちろん未だに理念であり続けており、それが強力な実効性をもつ組織になるにはまだ時間がかかるに違いない。これもまた人類に与えられた大きな課題に他ならないだろう。

カントはまたここで、技術や芸術そして学問によって私たちは高い程度まで「文化化 kultiviert」(Idee A 402/AA 26) していると述べたうえで、しかし道徳化しているかと問うならば、否と答えざるをえないとする。道徳性は、実践理性の反省の脈絡で最後の到達点に数えられた「徳 Tugend」に関わり、目的論的世界観においていちばん最後のところに位置する。

道徳性は、先ずは個人的な課題である。しかし、個人の集合体である社会、そして国家についてもまた、利己的でなくそれぞれの自由が互いに抵触することなく共存すること、したがってそこに自らのもつ行為規則の普遍化可能性が求められるはずである。国家間にもまた、相互の利害調整ということに止まらず、相手のうちに自己目的性を認め、その安定と発展を侵害しないことが必要である。個人の間でそれぞれが他者を単なる手段として扱うことが禁じられるのと同様、国家間においてもまた他の国を単なる手段として扱うことは禁止され、常に同時にその国家自身が自己目的的存在として尊重されることが求められるはずである。支配と被支配といった負の歴史をもつ国家間であって、特に支配を受けた側から求められているのは、利害の調整だけではなく、自らが固有の目的をもって独立する主体として尊重されることであり、共通の過去を忘却しようとするのではなく、傷つけられた名誉を回復するために尽力することであるに違いない。

第八命題では改めて国家間の秩序維持のための課題が論じられる。「人類の歴史は全体

16) 例えばここで「パリ・コミューン」が想起されるかも知れない。普仏戦争でフランスが敗北した後、パリで蜂起がおり社会主義者や民衆がプロイセンとの屈辱的な講和条約に反対し1871年3月に革命的自治政府(パリ・コミューン)を樹立した。これは労働者階級を主体とする民衆の革命政権であり、階級制を廃棄し平等の原理に基づく社会を構築しようとするものであったと考えられている。しかし敗戦後新たに組織された臨時政府は武力でこのコミューンを倒したとされる。以下を参照。「パリ・コミューン」(電子版『日本大百科事典』小学館; 木村、佐藤、岸本他著『詳細世界史』山川出版社2015年、266頁。

としてみるならば、自然の隠された計画の遂行過程とみなすことができる。その計画とは、[国] 内的に完全であるだけでなく、さらにこの目的のために、対外的にも完全であるような国家組織を成立させるということである。このような組織こそが、そこで自然が人類のうちなるすべての素質を完全に発展させうる唯一の状態だからである」(Idee A 403/AA 27)。この命題は第七命題からの「帰結」だとされる。完全な国家組織とは、そのもとですべての構成員が不足なく自らの自然的素質を伸ばすことのできるような場所であり、私たちの社会がそこへと向かいつつ絶えず改善されるべき目的地であり、これを実現する前提として各国間の利害の対立を調停するための機関が必要となるわけである。求められた組織、すなわち「そこで人類種に内在するすべての根源的素質が展開される場所の母胎」(Idee A 407/AA 28) となる国家組織の形成へと至るプロセスの全体が、ここではまた「啓蒙」(Idee A 405/AA 28) という言葉で表現され、国家は既に「未来の戦争」(Idee A 406/AA 28) のために予算の大半を計上してしまっているけれども、この本来の目的のためには構成員の一人一人が自己愛と利己主義から抜け出し、自らの自由が全ての他者の自由に抵触しない限界内で、自分の能力の可能性を展開することの必要である旨が説かれている。

VI. 完全な市民的連合という最終課題

最後に纏めの第九命題が置かれる。「人類のうち完全な市民的連合をつくるという自然の計画にしたがって、普遍的世界史を論じるという哲学的試みは、可能であり、またこの自然の意図を促進するものとみなされねばならない」(Idee A 407/AA 29)。ここに示された「完全な市民的連合 die vollkommene bürgerliche Vereinigung」こそが、絶えざる争いを通過し、改革や変革を経て、最終的に達成されるべき人類史の目的に他ならない。それは後年『永遠平和のために』(1795) で提示される、絶えず諸民族を包摂しつつ拡大することで最終的にすべての民族を自らのもとに包摂することになるべき「諸民族合一国家 civitas gentium」(Fried BA 38/AA 357) に対応する組織である。個人が自らの生命や財産を安全に確保するために自然状態を捨てて社会状態へ入ることで、法の支配のもとに争いが調停され、自己の生命や財産を確保することになるのと同様、諸国家もまた自らの存続と安全のために国家間に定められた国際法の秩序の中に入ることで、国際的な連合体制のうちに入ることが、そこでは求められている。ここにみられるのもまた、人類史のプロセスを全体として見渡す観点から下された課題としてのテーゼである。それが近未来において実現するとはもちろん考えていない、純粋な理論家の提示するテーゼである。著者カントの意図は、急進的に社会を変革することではなく、「自然の意図を促進する」ことであるに止まる。

「普遍史の理念」に述べられていることは、歴史の専門家の視点からではなく「哲学的

頭脳」のみた「歴史についての一つの着想」(Idee A 410/AA 30)であり、人類の営みの全体を観望する物語である。ここに描かれた世界史像は、なぜ世界が存在するのか、なぜ私たちはこの世界のうちに生まれ、どのような心持で生きていくことが求められているのか、という問いに対する一つの回答となっている。この世界が存在することには何ら十分な理由はなく、まったくの偶然によって存在しているにすぎない、という解釈もある。また、私たちの生きること、存在することには本来まったく意味や理由がないと考えることもできるだろう。自然科学の発達した現代社会に生きる私たちにとっては、そのように考えることが自然であるようにすら思われる。しかし、それとは違った見方もまたありうるだろう。この小論には、連綿と続く歴史のうちにある各個体に、それぞれ確かな役割が割り振られているということが示唆されている。私たちの日々の営みには、自らのうちに与えられた啓蒙の萌芽を大切に育てていくという課題があり、それを自分のうちで育てるとともに、次の世代に継承していくことが使命であり、またそのような継承の積み重ねによってのみ啓蒙の理念は育っていくことになり、人類は少しずつ前進してゆくことになるだろう — これがここに示されたテーゼに他ならない。このような考え方はすべてオプティミズムだという解釈ももちろん可能である。むしろそのように歴史を、そして現代史を解釈することのほうが、常識に適っているといえるのかも知れない。そういったことをすべて認めたくえで、それでも現在する世界に何がしか希望的な未来像を描くためには、ここに示された近代の啓蒙論ともう一度真摯に向き合うことが、私たちには求められているように思われる。

ヴォルフ全集 Christian Wolff: *Gesammelte Werke*, hrsg. u. bearb. von Jean École u.a., Hildesheim 1962ff. 所収の文献は、データの後に WW と記し、その後にローマ数字で部門を、アラビア数字で巻数を記した。カントの著書からの引用は、ヴァイシエーデル版カント著作集に附された原典版 (第一版 A、第二版 B) により、アラビア数字で頁数を示した。また同時にアカデミー版カント全集の頁数を AA により示した。*Immanuel Kant. Werke in sechs Bänden*, hrsg. von Wilhelm Weischedel, Darmstadt 1962 (1956-1964). *Kant's gesammelte Schriften*, hrsg. von der Königlich Preußische Akademie der Wissenschaften (und Ihren Nachfolgern) Berlin 1900ff.

省略記号 (カントの著書)

De mundi: *De mundi sensibilis atque intelligibilis forma et principiis*, Königsberg 1770

Fried: *Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf*, Königsberg 1795

GMS: *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Riga 1785, 1786

Idee: Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht, in: *Berlinische Monatsschrift*, November 1784, S. 385-411.

KpV: *Kritik der praktischen Vernunft*, Riga 1788

KrV: *Kritik der reinen Vernunft*, Riga 1781, 1787

KU: *Kritik der Urteilskraft*, Berlin 1790

MSR: *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, Königsberg ¹1797, ²1798

MST: *Metaphysische Anfangsgründe der Tugendlehre*, Königsberg 1797

Träume: *Träume eines Geistersehers, erläutert durch Träume der Metaphysik*, Königsberg 1766

Die Geschichtsphilosophie Kants

— Die Absicht der Natur in der
„Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht“ —

Katsutoshi KAWAMURA

Nachdem Kant sein bahnbrechendes Monumentalwerk *Kritik der reinen Vernunft* im Jahre 1781 herausgegeben hatte, verfasste er in der ersten Hälfte der achtziger Jahre neben der metaphysischen Abhandlung *Prolegomena* (1783) noch einige kurze Aufsätze für die damalige Zeitschrift *Berlinische Monatsschrift*, zu denen „Was ist Aufklärung“ (1784) und „Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht“ (1784) gehören. In diesen beiden kurzen Abhandlungen hat Kant seine grundlegenden Gedanken über die Aufklärung und die Geschichte des Menschen festgehalten. Vor allem hat er in der „Idee“-Abhandlung sein Geschichtsverständnis, die ganze Geschichte als Prozess der Aufklärung der Menschheit zu erachten, prägnant formuliert. Merkwürdigerweise hält Kant den Fortschritt der Aufklärung nicht für die Absicht Gottes oder des Menschen selbst, sondern für die Absicht der Natur. Naturwissenschaftlich gesehen gehört die ganze Menschheit zur Natur und die Urmenschen hatten, so lässt sich erfahrungsmäßig verstehen, keine Absicht, ihre Geschichte in dieser oder einer anderen Weise zu führen. Der Königsberger Philosoph meint hier, die Entwicklung der Geschichte der Menschheit beruhe auf der Naturabsicht.

Im fünften Satz der „Idee“-Abhandlung wird die größte und schwierigste Aufgabe für die Menschheit als die Verwirklichung einer allgemein das Recht verwaltenden bürgerlichen Gesellschaft festgestellt, die später in anderen Formulierungen wie *eine vollkommene bürgerliche Verfassung* (siebter Satz), *eine innerlich- und äußerlich-vollkommene Staatsverfassung* (achter Satz), *eine vollkommene bürgerliche Vereinigung in der Menschengattung* (neunter Satz) u.a. dargestellt wird. Unter einer allgemein das Recht verwaltenden Gesellschaft versteht Kant eine solche, in der jedes Mitglied völlig frei und ohne Hindernis seine Naturanlage entfalten kann. Um die Entwicklung der Anlagen des einzelnen Menschen zustande zu bringen ist nach Kant der Antagonismus der Menschen in der Gesellschaft als Mittel erforderlich, ohne welchen die meisten Menschen der Faulheit verfallen würden. Wechselseitiger Widerstand der Menschen

erwecke, so meint Kant, alle Kräfte des Menschen. Sarkastisch formuliert er diesen Punkt folgendermaßen: „Alle Kultur und Kunst, welche die Menschheit zieret, die schönste gesellschaftliche Ordnung, sind Früchte der Ungeselligkeit, die durch sich selbst genötigt wird, sich zu disziplinieren und so durch abgedrungene Kunst die Keime der Natur vollständig zu entwickeln“ (*Idee*, fünfter Satz).

In dieser kurzen Abhandlung wird eine Antwort auf die Frage nach dem Zweck der Geschichte der Menschheit hypothetisch dargestellt, in der Kants ehrliche Gedanken über unsere Geschichte formuliert werden. Um über die Aufklärung der Menschheit, die in der gegenwärtigen humanen Gesellschaft wiederum höchst aktuell zu sein scheint, erneut ernsthaft nachzudenken, ist es ratsam, uns mit dem Entwurf Kants in dieser Abhandlung auseinanderzusetzen.